

白子町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和 6 年 4 月 1 日
白子町農業委員会

第 1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号。以下「法」という。）の改正法が平成 28 年 4 月 1 日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として位置付けられた。

白子町は平地農業地域であり、水稻を中心に施設園芸、露地野菜が主な農業経営体であるが、農業経営者の高齢化や後継者不足による遊休農地の増加が懸念されている。

こうした状況のなかで、農地利用の最適化を図るため、地域農業の担い手を明確にし、担い手への農地集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消及び新規参入の促進を図るため、「地域計画」（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（令和 4 年法律第 56 号）による改正後の農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「改正基盤法」という。）第 19 条第 1 項の規定に基づき、市町村が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいう。）に基づいて農地中間管理事業等を活用した農業委員会と農政担当課との連携強化を図る必要がある。

以上のような観点から、法第 7 条第 1 項の規定により、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、白子町農業委員会の指針として具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を以下のとおり定める。

なお、この指針は、改正基盤法第 5 条第 1 項に規定する「千葉県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」及び改正基盤法第 6 条第 1 項に規定する白子町の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」を踏まえた農業委員会の長期的な目標としておおむね 10 年後に目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員及び推進委員の改選期である 3 年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和 4 年 2 月 2 日付け 3 経営第 2584 号農林水産省経営局長通知、令和 4 年 2 月 25 日付け 3 経営第 2816 号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく、「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現状 (令和6年3月)	1,290ha	24.5ha	1.90%
3年後の目標 (令和9年3月)	1,266.3ha	23.7ha	1.87%
目標 (令和14年3月)	1,219ha	22.3ha	1.83%

※ 管内の農地面積は、農林水産省耕地面積統計の数値

【目標設定の考え方】

指針策定前の本町における遊休農地解消面積の実績を考慮して、22.3ha とすることを目標とする。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

①農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

農業委員と農地利用最適化推進委員の地区担当割りによる、農地の利用状況調査の実施と遊休農地所有者に対する農地の利用意向調査を実施する。

利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

②非農地判断について

利用状況調査によって、再生利用が困難と区分された農地については、農政担当課と連携のうえ、現況に応じて適切に「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確にする。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現状 (令和 6 年 3 月)	1, 290ha	507. 2ha	39. 3%
3 年後の目標 (令和 9 年 3 月)	1, 266. 3ha	591. 3ha	46. 7%
目標 (令和 14 年 3 月)	1, 219ha	731. 4ha	60. 0%

【目標設定の考え方】

令和 5 年 6 月に改正された「千葉県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」のなかで、概ね 10 年後に、県内全農用地の 60% を担い手が利用することを目標としていることから、県に準じて令和 14 年 3 月の本町の予想農地面積である、1, 219ha の 60% の 731. 4ha を集積目標とする。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

①「地域計画」の作成や見直しについて

農業委員及び農地利用最適化推進委員は、人と農地の問題を解決するため、10 年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の作成や見直しに主体的に取り組む。

②農地中間管理機構との連携について

農業委員会は、市町村、農地中間管理機構、農協等と連携して、（ア）農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、（イ）経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、（ウ）利用権の設定期間が満了する農地等について、農地中間管理事業を活用するため、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③農地の利用調整と利用権設定について

各地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

農地の区画・形状・用排水機能が悪く、受け手が少ない又は受け手がいない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織化・法人化、新規参入の受入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。

④農地の所有者等を確知することができない農地の取扱い

農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続を経て農地中間管理機構を通じて利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

（３）担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

３．新規参入の促進について

（１）新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人）	新規参入者数（法人）
現状 （令和６年３月）	１人	１法人

3年後の目標 (令和9年3月)	16人	1法人
目標 (令和14年3月)	41人	4法人

【目標設定の考え方】

本町の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」における新規参入者の目標が、個人は1年間で5人、法人は5年間で2法人であることから、基本構想に準じて令和14年3月に41人、4法人を目標とする。

なお、現状の数は令和5年度中の新規参入者数とする。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

①関係機関との連携について

千葉県や全国の農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構等と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者（法人を含む）を把握し、必要に応じて現地見学や相談会を実施する。

②農政担当課との連携について

農政担当課が進める新規就農に関する施策について、農業委員会として積極的に意見を発信し、新規就農の受入れを促進する。

③企業参入の推進について

担い手が不足している地域では、企業の農業参入も担い手になり得る存在確保の有効な手段であることから、農地中間管理機構を活用した企業参入について、農業委員会で協議したうえ、推進に努める。

④農業委員会によるフォローアップ活動について

長生農業独立支援センターと協力しながら、新規就農者向けの説明会やイベント等に積極的に参加し、情報の収集に努め、新規就農者の受入れとフォローアップ体制の整備に努める。

農業委員及び推進委員は、新規参入者（個人、法人）の地域の受入条件の整備を図るとともに、後见人等の役割を担う。

（３）新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

第３ 「地域計画」の目標を達成するための役割

白子町において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、白子町農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・ 日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・ 農家への声掛け等による意向把握
- ・ 「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・ 農地中間管理事業の活用への働きかけ
- ・ 「地域計画」の定期的な見直しへの協力